

のびるクン Select 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社(以下「Dssas」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)、Dsas及びYTCと併せて「サービス提供者」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。尚、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。

- 1) 登録機器：サービス提供者が本保証を提供するPC等の機器で以下の条件をします。なお、**登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定の機器については本保証の対象となりません。**
 - ① デスクトップ型の別売ディスプレイ、別売のCPU・メモリ・周辺機器等の組合せで構成される一体型、タブレット型は、これらを単体と登録機器とします。
 - ② デスクトップ型のPC本体とディスプレイのセット販売の場合、又は、デスクトップ型の別売ディスプレイと別売のPC本体について本保証に同時加入了した場合は、それそれぞれ単体と登録機器とします。
 - ③ 上記のデスクトップの大きさは、30型程度満たすことを要します。
- 2) 本保証：保証期間(9.(定義)まで)中に登録機器に自然故障(10.(定義)します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が該当故障の修理(以下「修理保証」といいます)、又は代替品(7.(定義)まで)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。
- 3) お客様：本保証に「(申込みの手続き)」の1)の方法で申込み、サービス提供者がこれを承諾した者をいいます。
- 4) コーナー営業店：お客様が本保証の申し込みにあたり使用する書類であり、お客様情報及び登録機器の情報の記入又は入力を要します。
- 5) 保証料：本保証に加入賃料をいいます。
- 6) 修理依頼書：登録機器が故障した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。
- 7) 代替品：サービス提供者が登録機器と同じ性能をもつて判断した製品をいいます。
- 8) メーカー保証：登録機器のメーカーが登録機器に付与する保証をいいます。本保証の申し込みは、メーカー保証期間が1年以上ある製品に限ります。
- 9) 保証期間：本保証をサービス提供者が実施する期間をいい、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了日欄記載の日までの期間とします。
- 10) 自然故障：登録機器の取扱説明書及び本体取扱いラベル等の注意書きに従って正常使用してしまった場合に起きた故障を「あり」かつ、「メーカーの保証規定」に「保証の対象となる場合」(以下「メーカー正常故障」といいます)のうち、「13.(保証の対象とならない場合)」(以下「該当しない故障」といいます)によるものとします。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品と一緒にサービス提供者がその度合で選定するものとします。以下同じ)によるメーカー責任事故であるか否かの判断ならびに「[保証の対象とならない場合]」(以下「13.(保証の対象とならない場合)」)及び「14.(保証の対象とならない場合)」(以下「14.(保証の対象とならない場合)」)に基づく本保証の提供可否を判断するものとします。
- 11) 全般：「[保証の見落し修理修復代金]」(12.(定義)まで)が保証限額範囲(13.(定義)まで)を超える故障をいいます。
- 12) 要修理代金：登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定の上のお客様に提示する金額をいいます。
- 13) 保証限額範囲(消費税込)：保証書の「登録機器上限金額」欄に記載した額を以て、本保証における修理費用の限度額をいいます。
- 14) 出張修理：製品に自然故障が発生した場合に、メーカーの修理部門が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいいます。
- 15) 引取修理：製品に自然故障が発生した場合に、メーカーの修理部門が登録機器を回収し、修理を行うことをいいます。
- 16) 出張：取引対象者と、メーカーが、該当製品の自然故障時に、出張又は引取修理を行うことを定めた製品をいいます。

2.(申し込みの手続き)

- 1) 本保証をご利用頂くには、同様されているコーナー同意書の登録方法に従い、保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「コーナー」として登録の上、お客様に面接もしくは電磁的方法で「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対する本保証を行なうことを承諾したものとします。
- 2) サービス提供者は、以下で該当する場合、お客様からのお申込みを承認しない場合がございます。この場合、サービス提供者はユーザー同意書を受取った後30日以内にサービス提供者が承認する方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
 - ① お客様が登録していない、あるいは偽名を使っているとき。
 - ② お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあつたとき。
 - ③ コーナー同一書類の保証内容確認欄に重要事項の押印がないとき。
- 3) 登録機器購入日から10ヶ月以内に、本条1項で定めた申込内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用頂けない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払い頂いた代金を返金いたしません。

3.(保証内容)

- 1) 本保証をご利用可能な期間は、登録機器購入日から10ヶ月以内に限るものとします。
- 2) 保証期間は、メーカー保証終了日の翌日から、保証書に記載された保証終了までの期間とします。
- 3) 保証期間内に登録機器に「自然故障」が生じた場合は、本規程末尾記載のサービス提供者のお客様窓口に連絡頂き、サービス提供者からの指示に従って修復をご依頼ください。見積修復代金が登録機器の保証限額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無料で修理いたします。依頼の際、登録機器のメーカー正工部等の部品及び付加物は、事前に登録機器を該当機器と該当修理依頼書と共にサービス提供者へ送り、登録機器にこれに記載すれば受け入れられた状態で引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録書類、部品及び付加物等に一切責任を負いません。
- 4) 登録機器の出張・引取修理品である場合に限り、修理委託先が「出張修理又は引取修理を行います。」との場合の出張料・引取料は本保証に含まれます。持込修理又は製品の場合は、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より登録機器を送付頂いた上で修理委託先が修理を行ないます。この場合の往復料の本保証に含まれます。
- 5) 見積修復代金が登録機器の保証限額範囲以上にある場合であっても、その超過分をご負担頂ける場合は修理を承りますが、その場合には当該修理をもって本保証が終了となります。尚、前項に「サービス提供者の手配を得て」お仕事に修理を依頼された場合は、本保証の対象とはなりません。

4.(受付時間)

- サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の午前10時から午後7時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理依頼)

- 1) 本保証に基づき自然故障の修理を依頼される場合は、「3.(保証内容)」の3)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 2) サービス提供者は、自己的費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを認めると承諾するものとします。
- 3) メーカー保証期間内に登録機器が発生したメーカー保証の対象となる故障等は、「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うことできます。この場合、「3.(保証内容)」の4)記載の発送及び引き取りによる往復送料は、サービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定めた条件で外なる故障等は、サービス提供者を経由した場合で、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

- 1) 修理(出張修理・引取修理を含みます。以下、同)に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。(以下の記載の範囲に記載の範囲を除く)。記載の範囲には、細部の注意を払いますが、万一の事例に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・消滅事故の防ぐために、登録機器にかかる記憶装置のデータ(うちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください)。
- 2) サービス提供者は必要と判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ等」という)の操作を行うことについては、お客様は事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法(かわからず)記憶装置のデータ等の消去、消失、損傷等に関するお客様の権利についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- 3) お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(自然故障に起因する代替品の提供)

- 登録機器に自然故障が発生し、既に修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理に代えさせて頂きます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合に同じくします。但し、保証期間の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入額の一部の二割を請求できます。お客様にご負担頂く金額は、代替品の購入価格と保証限度額の差額となります。また、代替品の際にかかる差額をサービス提供者に請求する際は、お客様にてお預り頂いた料金等については、お客様のご負担となります。尚、これら所定の費用をお支払い頂く場合に限り代替品の提供はできません。その場合、サービス提供者は所定の条件で、修理依頼された場合にあたる登録機器をお客様に返却いたしますが、お客様の受取拒否などやむを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分するものとします。

8.(代替品への保証について)

- 1) 前条に基づきサービス提供者には、本保証は適用されないものとし、メーカー保証のみが適用されるものとします。
- 2) 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し、機種又は品名、品番その他の指定を行なうことは出来ないものとします。
- 3) 本条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、本製品の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに何かかのサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任せに処分する事が出来るものとします。

9.(失効)

次の場合、本保証に基づく保証は失効するものとします。

- 1) 保証期間が終了したとき。
- 2) 「7.(自然故障に起因する代替品の提供)」による代替品が提供されたとき。
- 3) 保証期間終了前に第三者による登録機器を贈与、又は譲渡したとき。
- 4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行なうことができず(事業承継等により、メーカーと同一会社、同一条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第7条の定めを準用します)。

10.(通知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換(新品のものとします。以下同じ)がメーカー又は販売店から提供された場合は、サービス提供者「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意下さい。また、交換品が提供された場合においても、本保証に記載された保証終了日は変更されません。

11.(保証条件)

次の場合は、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。

- 1) サービス提供者の事務の了解なく、他社で修理されたとき。
- 2) 修理の実績の有無がどうとも。
- 3) 保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字書きを書き換えた後は、書き加えられたとき。
- 4) 登録機器納入後以降に取り付けられた付加物(メーカー純正部品を含む)の故障、又はこれらに付加物による起因する故障。
- 5) 本保証規程の12.(保証対象外の費用等)、13.(保証の対象とならない場合)、14.(保証の対象とならない場合)の2)に該当する場合。

12.(保証対象外の費用等)

次に挙げるものは、本保証の対象となりません。

- 1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 2) 登録機器の補修記憶装置交換や階層補助記憶装置における工場出荷時状態からバージョンシフト及びファイルシステムの改変を行なった場合にかかる再インストール費用。
- 3) 登録機器のオーバーホール(具体的な症状が発生していない登録機器の点検、部品交換等)費用。
- 4) 修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用。

13.(保証の対象とならない場合・その1)

直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお以下の事由に該当するかはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

- 1) 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による登録機器に生じた故障又は損害。
- 2) 地震・台風・噴火・津波・水害その他の自然災害、又は、ガス害・毒害・公害等により登録機器に生じた損害。

- 3) 登録機器の自然の消耗、麻痺、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由、又はねずみ食い、虫食いによる登録機器に生じた放電等は損害。
- 4) 登録機器のオプション品・部品、ソフ・ウェア、パソコンのケーブル・コード・PCカード・コネクター・マスク・タッチャーペン・キー・外付けスピーカー等の付属品、カーカセラード等の付属品による消費や故障又は損害。
- 5) 登録機器のバッテリーが過充電等により膨張している場合、バッテリー膨張による故障又は損害。
- 6) 登録機器が格納されたソフトウェアのバグ、バグ修正等による消費や故障又は損害。
- 7) 登録機器の部品交換による消耗品又は不正なインストールや設定による故障又は損害。
- 8) お客様の登録機器の不適切な使用又は過度な維持、保管による故障又は損害。
- 9) 核燃料物質(使用済燃素)による汚染又は損害もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発等その他の有害な特性に基づく故障又は損害。
- 10) 外界からの物理的落下、飛来、破損、火災、異常電圧、水濡れ、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事故による登録機器に生じた放電等は損害。
- 11) 地震や地盤の変動による沈下又は上昇による故障又は損害。
- 12) 登録機器の故障又は損傷(起因して他の接続機器(ソフトウェアを含みます)に生じた故障もしくは損傷等)。
- 13) 登録機器の床面に支障のない外側の箱蓋、底蓋の不良等。
- 14) 登録機器の搬送、移動、転居、不注意、商品の使用及び機械の調査又は付加(CPU、マザーボード、メモリ、補助記憶装置、CD・DVD・BDメディア等の部品交換、調査等を含む)による登録機器の故障又は損害。
- 15) 登録機器の燃焼、爆発、火災等による故障又は損害。
- 16) 登録機器を車両、船舶等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
- 17) 登録機器の盗難、紛失、強盗、火災による登録機器の故障又は損害。
- 18) 登録機器の盗難、紛失、強盗、火災による損害。
- 19) お客様の故意・過失により生じた登録機器の故障又は損害。
- 20) 登録機器による製品(シリアル番号が異なる等)に生じた故障又は損害。

14.(保証の対象とならない場合・その2)

直接・間接に起因する、又は発生する事由によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。

- 1) 登録機器の修理においてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
- 2) 修理依頼書が終了した後(全額による本保証の失効を含む)に故障の報告又是修理の請求がなされた場合。
- 3) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。
- 4) メーカーが登録機器のリコールを行なった後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合。
- 5) 登録機器の故障又は損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害(送失利益等の間接損害・経済損害)。

15.(お客様負担費用について)

- 以下の保証対象外の事由に従って発生した費用についてはお客様のご負担となります。
- 1) 登録機器の修理の際ににおいてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 2) 登録機器が出張修理対象製品の場所における、登録機器の設置・工具費用及び登録機器の搬入にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。
 - 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料(往復含)等。
 - 4) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張又は引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)。
 - 5) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付された登録機器一式(登録機器及び登録機器の標準付属品を合わせたもの)の修理費用。
 - 6) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付して生じた登録機器その他の財物の修理費用。

16.(秘密保持)

- 以下の保証対象外の事由に従って発生した費用についてはお客様のご負担となります。
- 1) 登録機器の修理の際ににおいてお客様よりご指摘頂いた故障等の現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。
 - 2) 登録機器が出張修理対象製品の場所における、登録機器の設置・工具費用及び登録機器の搬入にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。
 - 3) 登録機器が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料(往復含)等。
 - 4) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張又は引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)及びYTCによる宅急便以外の配送手段での送付料(往復含)。
 - 5) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付された登録機器一式(登録機器及び登録機器の標準付属品を合わせたもの)の修理費用。
 - 6) 登録機器が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が送付して生じた登録機器その他の財物の修理費用。

17.(個人情報)

- 1) サービス提供者は、お客様の個人情報を適切に保護し、YTC及びSWTが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させて頂きます。
- 2) サービス提供者は、次の各号に該当するときは引きおきを除きお客様の個人情報を第三者に提供いたしません。
 - ① お客様の同意がある場合。
 - ② お客様個人の識別が出来ない統計データ等二次のデータとして開示する場合。
 - ③ 本保証履行の為の業務委託先・提携先(保険代理店・保険会社を含む)に開示する場合。
 - ④ 法令により開示する場合を除いた場合。
 - 3) サービス提供者は、お客様からご提供頂いた個人情報を、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

18.(本保証の提供の中止)

- サービス提供者は次の各号に定める事由のいずれかが一つ発生したとき、お客様に後の催告を要せます。直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。
- 1) 本保証の条件違反に遭し、書面による催告後30日内に当該違反が是正されないとします。
 - 2) 差し押さえ、仮差押さえ、仮処分、公示処分、租税滞納処分、その他の公権力の文書分を受け、又は競売を申し立てられたとき。
 - 3) 自ら返り出しもしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡金分を受ける等支払停止状況に至ったとき。
 - 4) 民事再生、会社再生手続の開始に至らしくは破产申立てを行なったとき。
 - 5) 資本の減少、當業の存続もしくは変更、解散又は組織変更の決議をしたとき。
 - 6) 他の財産状態が悪化したこと、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

19.(反社会的勢力の関係遮断)

- お客様は、サービス提供者に対する対応によって生じた登録機器の損害については本保証の対象外とします。なお、お客様が、本保証期間内に本条のいずれかに反するこが判明した場合には、サービス提供者は本保証の提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といえどもサービス提供者はお支払い頂いた代金を返金いたしません。
- 1) 反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 2) 自の役員(代表者・取締役)又は實質的に經營を支配する者が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - 3) 自らの業務運営を第一にし、反社会的勢力に該当しないこと。
 - 4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的行為。
 - ② 法的行為を越えて不适当な暴力行為。
 - ③ 取引に際して、脅迫的言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

20.(損害賠償)

- お客様は、本保証に関してサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、現実に発生した直接かつ通常の損害に限りサービス提供者に請求するものとします。この場合、サービス提供者の負担による損害賠償の額は3万円を限度とします。

21.(構成変更)

- 1) サービス提供者は、本規程内容を変更する方が生じた場合は、予告なく本規程を変更することができます。変更の申し出は、お客様窓口に連絡のうえ所持の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、返戻金のお支払いは、登録機器について修理にかかる費用が発生していない場合に限ります。
- 2) 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客様が登録機器を販売した販売会社が本規程に基づくサービス提供者が「ユーザー」としての登録を承認しない場合には、お客様に登録機器を販売した販売会社が本規程の料金返還を行うものとします。

22.(交換部品の所有権)

- 本保証の修理保証に則って交換された故障部品(老朽部品を含みます)の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

23.(合意管轄)

- 本保証にかかるお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

24.(本保証の解除)

- 1) お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。解除の申し出は、お客様窓口に連絡のうえ所持の手続きによるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。但し、返戻金のお支払いは、登録機器について修理にかかる費用が発生していない場合に限ります。
- 2) 前項の規定にかかわらず、登録機器の先物買取の解約による場合を除き、本保証を解除する場合は、お客様が登録機器を販売した販売会社が本規程に基づくサービス提供者が「ユーザー」としての登録を承認しない場合には、お客様に登録機器を販売した販売会社が本規程の料金返還を行うものとします。

25.(保証料の損害賠償充当)

- 1) サービス提供者は、保証料を原資として、損害保険会社(以下「本保証会社」といいます)とサービス提供者を被保険者とする保険契約(以下「本保証契約」といいます)を締結し、本保証を適用しております。
- 2) 本保証は、お客様に対して本規程に従って修理保証を提供し、本保証契約に基づき本保証会社より受領する保証料に係る費用等の支払いに充てる仕組みととなっております。その際、故障の発生状況によりお客様に対してても、本保証会社の調査が入る場合があります。

2021年4月1日 第12版

サービス提供者:ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社/ヤマト運輸株式会社/SOMPOワランティ株式会社
お客様窓口(クロネコ保証窓口)0800-080-0025 フリーコール 受付時間:10:00~19:00(日曜・祝日休) E-Mail:dts@kuroneko-hoshio.jp